

会議の内容

1	会議名	平成24年度 第2回 習志野市都市計画審議会										
2	開催日時	平成24年11月21日(水) 午後1時30分～午後3時00分										
3	開催場所	習志野市消防庁舎4階会議室										
4	議題及び会議の概要	<p>◎議 題</p> <p style="text-align: center;"><u>習志野都市計画生産緑地地区の変更について（付議）</u></p> <p>主たる農業従事者の死亡による行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">面 積</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">番 号</th> <th style="text-align: center;">生 産 緑 地 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">51-3</td> <td style="text-align: center;">鷺沼台第11生産緑地地区</td> <td style="text-align: center;">約0.43ha</td> <td style="text-align: center;">一部廃止 △約0.05ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>採決の結果、全員賛成で原案のとおり承認された。</p> <p>◎その他</p> <p style="text-align: center;"><u>報告事項</u></p> <p>① 「茜浜1丁目地区」地区計画の取り組みについて</p> <p>地区計画の導入について、同意書の未提出者に対し取得作業を行った。</p> <p>その結果、当初より賛成が7件、保留と反対が1件ずつ増えた。率にして8ポイント増の65%となり、面積の割合では6ポイント増の73%になった。</p> <p>本市としては、住工混在の解消を目的に工業団地として誘致した経緯もあることから、安心して操業を続けられる環境を守っていくという考えのもと、地区計画の導入に取り組んでいる。今後も理解が得られるよう商工振興課と連携を図りながら取り組む。</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>Q. <u>賛成が増えた要因はどういった点にあるのか。</u> A. 未回答者を訪問し説明した中で賛成という意見が得られた。</p>	名 称		面 積	備 考	番 号	生 産 緑 地 名	51-3	鷺沼台第11生産緑地地区	約0.43ha	一部廃止 △約0.05ha
名 称		面 積	備 考									
番 号	生 産 緑 地 名											
51-3	鷺沼台第11生産緑地地区	約0.43ha	一部廃止 △約0.05ha									

議 題
4 及 び
会 議 の 概 要

Q. 反対がいてもやると決まったらやるのか。

A. 基本的に概ねの理解が得られたら進めていきたいと考えている。

Q. 反対者との接点をどのように見つけようと考えているのか。

A. それぞれ価値観が違う中で、すべてが合うのは難しいが今後も継続して話し合いを続けていく。

- ・是非、継続して全員とはいかないと思うが100%に近いところで事業執行してもらいたい。

谷津船橋インターチェンジができることで地区計画対象地は交通の利便性が良くなるため土地の評価も状況が変わってくる可能性がある。そういう環境を踏まえて粘り強く継続していただきたい。

- ・社員寮とかの用途が混在をするという主張をされている方については、地区計画の目標と相容れない部分があるため、同意率をあまり心配せず、ある程度のところで、そういう方が残るところまでいったら思い切って決定を図った方が良いと思う。

- ・習志野市として唯一残された埋め立て地区の工業地域で、産業等とのバランスのとれた街づくりをしようとする貴重な場所ですから、是非早めに計画決定をしていただきたい。

② 景観行政への取組みに向けて

平成25年度に景観行政団体への移行を予定している。移行に向けた手続きを今年度中に行っていく。

景観行政に取り組む背景としては、近年、都市の成熟化に伴い様々なものに対して質の向上が求められ、その一つが景観であり、平成17年6月に景観法が全面施行された。地方行政団体は“良好な景観の促進に関しその区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する”とされた。具体的には、「景観行政団体」となり、「景観計画」の策定や「景観条例」の制定を行い、景観施策に取り組むというもの。千葉県内の景観行政団体は千葉県の他20市町の、合計21自治体となっている。景観行政団体への移行後は、市民等への啓発作業などを行い具体的な景観計画の策定や景観条例の制定の作業について、上位計画との整合性を踏まえながら取り組む必要があると考えている。

【委員からの主な質問・意見】

Q. 25年度に景観行政団体になったとして、その後、景観条例を作るまでに大体どの位の日数を予定されているのか。

A. 条例の策定年度については、上位計画との整合が必要で3年から4年は必要と考える。

議 題
及 び
4
会 議 の 概 要

- Q. 計画作りや条例作成は、すべての上位計画が決まってからということではなく、ある程度同時進行という認識でよいか。
- A. ある程度みえてから、計画を作る前の予備的な景観基礎調査を始める必要はあると思う。
- ・上位計画との整合性を重視するとあったが、習志野市の場合新庁舎建替え、老朽化した公共施設再生等の問題もある。こういった公共施設と共に民間マンション等のデザイン誘導を行い習志野市の独自性を出した街づくりが進められることが理想。出来るだけ早く取組み習志野市にふさわしい街が今後出来るよう努力してもらいたい。
- Q. 歴史的景観資源を特に持たない場所で、どういう事例があったか。
- A. 建物の色彩を原色として問題になった事例がある。街並の統一ということで地区にそぐわない奇抜な色彩等の建物を防止するという役割になる。
- Q. 谷津干潟沿いだと、水辺や干潟と調和するといった計画の立て方はできるのか。
- A. 事例としてあげると自治体を一律にすべて一つのルールで覆うものではなく、いくつかのエリアに分割して街並にそぐわない建て方はしないなど方針をきめているが、強硬な決め方はされていない。
- Q. 小さければ小さいなりに心配りをしなければならぬ景観条例もあるのかもしれないが、日本の国土全体、千葉県全体を考えた上で概ねこのようなどういうことは考えられないか。
- A. 法律の中で基本的に各自治体が地域の特色がわかるということで、基礎自治体が主体となり定めるとなっており、あらかじめ県内の市町村が景観行政団体に移行していることから、習志野市も景観行政を進めていこうとするもの。
- ・習志野市は狭あいな市で、そこに16万人の人口を抱えている。基本的に習志野市には文教住宅都市憲章が設けられているので、そういうものをコンセプトに景観行政をやって欲しい。
 - ・現在ある街並みも基礎調査のなかで踏まえた上で、各地区に合った方向性を出していくべき。市全体を大きな枠で取り上げて、その中で個別に分けていく。その基となるのは基礎調査が終わった段階でないとわからないのではないか。
- Q. 基礎調査の結果に基づいて区域を決めるのか、習志野市全体を対象とすることを前提に基礎調査をするのか。
- A. 他市の大体が、全市域を景観区域と捉え、その中で地域特性に合わせた各ゾーンを設ける考え方。基礎調査を踏まえ実際の計画策定において習志野市にふさわしい在り方を検討していきたい。
- ・基礎調査をすぐに始められるようにしてほしい。
 - ・上位計画を要件として計画づくりをするスタンスも必要だが、上位計画に対して習志野市の景観計画が予見となりうるような計画のスタンスにもっていてもらいたい。

Q. 重要な文化人や由緒ある建物、広場等何も無い習志野市で、どんな街にしようとしているのか、どんな目的をもってやっているのか。また、いろいろなことが我々の生活のなかで違った意味で規制がきつくなっていくのを、どのように表現するのか。

A. ゼロから全く新しい街を作るわけではない。既存の資源のなかに何を発見していくのかということが非常に大事。様々な面を持ったこの街の中で何を発見して何を守っていくのか。既存の習志野市の財産・資源をどのように後世に伝えていくか、市民と一緒に発見していくプロセスというのが景観計画、景観条例を作るという作業になっていくと思われる。

景観計画、景観条例を作るということになると、私権を部分的に規制していくという側面も出てくる。私権との調整は非常に重要なものになっていく。少なくとも規制一辺倒ということではなく、習志野市らしい景観を作っていくための一つのツールとして受け止めてもらい十分注意して、習志野市らしい景観というように繋げていきたい。

③ 谷津船橋インターチェンジ整備事業について

臨海地域における慢性的な渋滞を緩和させる目的でインターチェンジ整備事業が始まった。この事業については、通称船取線が2車線から4車線化する県道拡幅と若松交差点改良、インターチェンジ設置の3つの事業を総合して行うと改善効果が生まれるということが進められている。

1. インターチェンジ供用開始は平成25年中の予定。

2. インターチェンジの出入口について

(1) 東京方面上り線への入口

①卸団地交差点→茜浜交差点→オンランプ料金所

②国道357号(千葉方面)→オンランプ料金所

(2) 千葉方面下り線からの出口

①オフランプ料金所→国道357号上り線下のトンネル
→卸団地交差点

②オフランプ料金所→国道357号(千葉方面)

3. 若松交差点について

(1) 交差点の整形化について平成22年3月供用開始

(2) 横断歩道橋について平成25年3月完成予定

(3) 横断歩道橋へのエレベーター設置は平成25年中の完成予定

(設置場所：谷津干潟側とJR南船橋駅側に各1基)

4	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>Q. 一日の流量予測、ネガティブインパクトへの検討はなされているのか。</p> <p>A. 現況の交通量から将来的な交通量を予測したなかで環境基準（大気質の調査・騒音、振動の調査等）はクリアしている。ネガティブインパクトも設計上では改善されるということで、それに対するマイナスの要因は今のところ予測されていない。</p>
5	傍聴者	2名
6	問い合わせ	<p>所管課名：都市整備部 都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線 273</p>